

学校法人江戸川学園役員報酬規程

(総則)

第1条 学校法人江戸川学園（以下、学園という。）の役員報酬については、この規程に定めるところにより支給する。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、学園の寄附行為第6条に定める者をいう。
- (2) 常勤の役員とは、学園において勤務することが態ある者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

(報酬)

第3条 役員の報酬については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事長 年額 500 万円
- (2) 代表業務執行理事 年額 300 万円
- (3) 常勤の役員 年額 200 万円
- (4) 非常勤の役員 年額 100 万円

(報酬の支払い方法)

第4条 役員の報酬の支払いの時期は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事長 毎月 42 万円（事業年度の最終月のみ 38 万円）を支払う。
- (2) 代表業務執行理事 毎月 25 万円を支払う。
- (3) 常勤の役員 毎年 6 月及び 12 月に 100 万円ずつ支払う。
- (4) 非常勤の役員 毎年 6 月及び 12 月に 50 万円ずつ支払う。

(報酬の額の月割り計算)

第5条 理事長、副理事長及び常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、その月までの報酬を月単位で支給する。支給額は次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事長 一月あたり 42 万円
- (2) 代表業務執行理事 一月あたり 25 万円
- (3) 常勤の役員 一月あたり 16 万円

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聞いた上で理事会の議決により行う。

付則

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する

付則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付則

第 1 条 この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日の間は、以下の経過措置を設ける。

- (1) 第 3 条(2)の適用は、令和 3 年 4 月 1 日以降とし、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日の間は、年間 50 万円とする。
- (2) 第 4 条(2)の適用は、令和 3 年 4 月 1 日とし、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日の間は、毎年 6 月及び 12 月に 25 万円ずつ支払う。
- (3) 第 5 条(2)の運用は、令和 3 年 4 月 1 日以降とし、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日の間は、一月あたり 4 万円を支給する。

付則

この規程は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。